

第 3 3 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和5年9月27日岩沼市役所6階第一会議室において、下記案件を審議するため、第33回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 日程第5 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 日程第6 非農地証明願について
- 日程第7 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第8 岩沼農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第9 農用地利用集積計画について

1、出席委員

1 番	平井 博	2 番	長田 幸浩	3 番	佐藤 勲	4 番	長田 克美
5 番	大友 信由	6 番	渡邊 等	7 番	猪股 政一	8 番	郡山 正志
9 番	菅原 龍也	10 番	八巻 文彦	11 番	宮部 淳子	12 番	木皿 清
13 番	菅井 武雄	14 番	吉田 俊美				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

17 番 鎌田 正治

4、事務局職員

事務局長 渡辺 多恵子 係長 橘川 麻美

主事 佐々木 常行

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第33回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議 長 　　挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、13番菅井武雄委員、1番平井博委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、5件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、これらの届出の受理は、市農業委員会規程により事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
（挙手なし）
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、2件受理いたしております。1件目の転用目的は、譲受人である市内企業の従業員用共同住宅建築、2件目の転用目的は、譲受人である市内建築業者による分譲用地造成です。いずれも市街化区域内の農地に係る転用の届出であり、権利関係は、売買による所有権移転でございます。市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)	
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。	
議	長	日程第5、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。	
渡	辺	局長	議案書の3頁から5頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、4件受理いたしております。中間管理機構を挟んでの案件でしたので、所有者・耕作者の組み合わせでは実質、2件となっております。いずれも双方の合意による解約で、当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。この後、所有権移転を行うためとのことで、後ほど御審議いただきます利用集積計画による所有権移転に関するものです。なお、ほ場整備の区域内となっております、従前地の地番で表記しております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。 (挙手なし)	
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。	
議	長	日程第6、報告第4号 非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。	
渡	辺	局長	議案書の6頁をご覧ください。報告第4号、非農地証明願について、1件受理いたしております。願出人の申出によりますと、夫が亡くなり当該土地を相続しましたが、既に建っていた建物については、夫の父が生前貸家として建てたことを聞いていた以外に詳細は分からないとのことでした。事務局において調査の結果、昭和44年頃から建物に課税したとみられる記録を確認いたしました。現在の市街化区域内にあり、非農地となつてから50年以上が経過しておりますことから、非農地証明を交付したものでございます。非農地証明願の受理および証明につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (挙手なし)	
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。	

議	長	<p>日程第7、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。</p>
長田（幸浩）委員		<p>2番の長田幸浩からご説明申し上げます。先般9月22日午前9時から担任委員会が開催され、事務局から2件の案件について説明を受けた後に、現地に移動して確認を行いました。出席者は私の他佐藤委員、木皿委員、鎌田推進委員、そして事務局職員2名の計6名です。整理番号1の案件につきましては、岩沼市が発注した下水道工事のための工事現場事務所及び資材置き場として一時利用するために借受するものです。農地の所在は、押分字与奈42及び42-4の2筆で、地目は畑であり、農用外の白地農地で、面積は643㎡、貸付人は●●●●氏です。位置図2ページをご覧ください。用地は、農地ではなく雑種地を探していたそうですが、近くになかったために、近くで車の出入りが便利な今回の農地2筆、地番42と42-4を借用したいとのことです。工事は、地番42に接して左上に走る舗装道路の地下4mに、直径2mほどの管を埋設するとのことです。地番42に工事現場事務所と10台ほどの駐車場、地番42-4を資材置き場にする予定とのことです。雨水については従来の側溝がそのままなので、特に問題はないと思われれます。許可が頂ければ、11月頃から工事に入り、令和6年8月頃まで利用予定とのことです。工事中は、この農地の周りにブロック、フェンス、シートを張って周辺住民に迷惑をかけないようにいたしますとのことです。この案件につきましては、特に問題はないと考えられますので、皆様の適切な審議をお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。</p> <p>（挙手なし）</p>
議	長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p>
議	長	<p>挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。</p>
議	長	<p>それでは整理番号2について、説明願います。</p>
長田（幸浩）委員		<p>2番の長田幸浩からご説明申し上げます。整理番号2の案件につきまし</p>

ては、所有権移転の許可申請で、対象農地は下野郷字長塚 26-2、地目は田で農用外白地農地、面積は 591 m²です。譲渡人は、●●●●氏で、譲受予定者は、●●●●です。位置図 4 ページをご覧ください。対象農地は地番 26-2 ですが、●●●●としては、対象農地の北側にある譲渡人所有の住宅及び対象農地の右側に接する譲渡人所有の住宅までの細い道路も譲渡人所有であることから、農地と合わせて一括して購入して、農地は資材置き場及び駐車場、譲渡人所有の住宅は事務所として、そして譲渡人所有の住宅までの細い土地は車両の出入りがしやすいように拡幅して利用したいとのことでした。雨水対策としては、現状でも対象農地が隣接する農地よりも一段高くなっているの、転用後に悪化するということはありませんが、よりスムーズな排水対策を改善するよう要請したところ、隣接する両側が農地なので、境界にブロックを設置するとともに、雨水が流れ出ないように、転用後の土地を中央が低くなるように V 字にして、雨水は舗装道路沿いの側溝に流れるようにしたいとの回答を得ました。そのことに対して委員からは、隣接農地所有者に対して、そのような対策を講じることを伝えて了承を得るようにとの約束をいたしました。以上のことから、この案件につきましては、雨水対策が適切に実施されれば特に問題はないと考えられますので、皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

八 卷 委 員

ここの田んぼは、残土で埋まっていますよね。

長田(幸浩)委員

見た感じでは残土かどうか、畑作、農地として使えると見てきました。

佐 藤 委 員

土盛りはいつからですか。

八 卷 委 員

3～4年前からだと思います。

議 長

土盛りは何cmですか。通常 30 cm 以上形状変更する場合は、許可が必要ですが。

八 卷 委 員

50 cm 以上だと思う。道路の高さまで盛っていたので。無許可だと思う。

長田(幸浩)委員

1 度に 30 cm 以上形状変更するのではなく、3 年にわたって徐々にという解釈であれば、問題ないと思います。

議 長

他にご意見ございませんか。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 2 について、は申請のとおり、承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号2については、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。

議 長 日程第8、議案第2号 岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

渡 辺 局 長 議案書の8頁および議案関係資料の5～6ページをご覧ください。岩沼市長より、岩沼農業振興地域整備計画の変更が示されたので、農業委員会の意見を求めるものです。前回8月28日の審議で保留となった件でございます。改めまして本件の概要ですが、市内介護施設において、現在は利用者等の送迎用車両スペースと従業員駐車場が兼用となっておりますが、安全性確保の観点から、従業員駐車場を新たに設置するための事業が計画されております。当該農地を従業員駐車場の候補地とし、農用地からの除外をしようとするものです。当該地は、里の杜地区の南側；押分志引地区にございます。志引地区は、市道；本町早股線と押分三ツ又線、及び五間堀沿いの官地に囲まれており、地区内の農地は約4haでございます。農地区分の第2種農地に該当するものと見込んでおります。その中でも、今回の変更計画地が含まれる北東部分は、農地と宅地が混在している状況です。当該地の南北には民家があり、東側は押分三ツ又線に接しており、面積も小さいことから、農用地からの除外による影響は限定的と見込まれるため、農用区域より除外するという内容でございます。なお、今月22日に当該地と介護施設の外観について見てまいりました。施設の敷地は、従業員の車両と思われる自動車がびっしりと並んでおり、送迎車両が出入りするであろう玄関前は、ぎりぎりのスペースを確保しているだけとみてまいりました。また、施設の従業員数について再度聴き取りを行いましたところ、従業員は現在29名で、施設の稼働は平日の日中のみのため、施設を開けている時間帯は、通常、従業員がほぼ全員出勤しているとのことでした。駐車場の確保は、必要に迫られたものとみてまいりました。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なし、として答申することに決しました。

議 長 日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

渡 辺 局 長 議案書の9頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が1件、8筆で、合計面積は19,454㎡、所有権移転が2件、合計4筆で、面積は8,907㎡でございます。受け手となる方は、改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借および所有権移転を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、9月29日を予定しております。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、初めに、利用権設定について審議いたします。農業委員の自己に関する事項となっておりますので、12番 木皿清委員は、除斥となります。

(木皿委員、除斥)

議 長 それでは、利用権設定についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画の利用権設定については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画の利用権設定については計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、木皿委員の除斥を解きます。

(木皿委員、着席後)

議 長 木皿委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。

議 長 続いて、所有権移転2件について審議いたします。農業委員の自己に関する事項となっておりますので、2番 長田幸浩委員、4番 長田克美委員は、除斥となります。

(長田幸浩委員、長田克美委員 除斥)

議 長 それでは、所有権移転2件について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

議 長 (「なし」の声あり)
長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画の所有権移転2件について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

議 長 (挙手全員)
長 挙手全員であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画の所有権移転2件については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。

議 長 (長田幸浩委員、長田克美委員 着席後)
長 長田幸浩委員、長田克美委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第33回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
(一同 礼)

午後1時55分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長(会長) _____

委員 13番 _____

委員 1番 _____